

京都市乗合自動車整備管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第27号

京都市乗合自動車整備管理規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車整備管理規程の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(運行管理者との連携等)

第5条 整備管理者は、運行管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し、定期点検整備の計画、車両の配車等について協議するものとする。

2 整備管理者は、日常点検の確実な実施を図るため、運行管理者と密接に連携をとるものとする。

第6条の見出し中「職務」を「権限」に、「権限」を「職務」に改め、同条中「規則第32条」の右に「第1項各号」を加える。

第7条各号列記以外の部分中「の職務及び権限は、次のとおりとする」を「は、次の職務を遂行するものとする」に改め、同条第1号中「の決定に関すること」を「を定め、それを実施させること」に改める。

第10条中「整備要員」の右に「等」を加える。

第16条中「キロ」を「距離」に改める。

第17条第2項中「自動車部長」を「自動車部技術課長」に改める。

第18条中「各車両の」の右に「使用年数、」を加え、「キロ」を「距離」に改める。

第19条中「自動車部長」を「自動車部技術課長」に改める。

第22条を次のように改める。

(整備管理者の研修)

第22条 整備管理者であつて次に掲げる者は、近畿運輸局長が行う研修を受けなければならない。

第22条に次の各号を加える。

(1) 整備管理者として新たに選任した者。ただし、本市において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の営業所等で選任されていた者を除く。

(2) 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(交通局自動車部技術課)